



募 集 要 項



1 募集対象者

京都市内で小売店舗（飲食等を含む）を営む方で、次の条件を満たす方

- (1) 次のア～ウのいずれかに該当する者であること
ア 平成22年4月1日現在で、新たに京都市内に出店した後5年を経過していないこと。
イ 京都市商い創出事業の支援対象者及び支援修了者のうち、支援終了後5年を経過していないこと。
ウ 京都市商店街元気店舗創出事業の支援対象者及び支援修了者のうち、支援終了後5年を経過していないこと。
- (2) 移動販売など店舗を固定しない営業形態やインターネット販売、通信販売など店頭で消費者と対峙しない営業形態でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律適用の業種でないこと。
- (4) フランチャイズ契約に基づくフランチャイジー（加盟店）としての出店でないこと。
- (5) 大企業者でないこと。

2 募 集 数

16名

3 募 集 期 間

平成22年5月31日(月)～平成22年7月30日(金)(必着)

4 募 集 方 法

一般公募により行います。

応募は、**応募用紙**（5月31日から市役所商業振興課で配布する他、市役所商業振興課ホームページからダウンロード可能。）に必要事項を記入し、**店舗の外観、内部、扱う商品のカラー写真**（A4、4枚程度にまとめてください）とともに、市役所商業振興課に持参するか、郵送してください。

なお、市役所での受付時間は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時～正午と午後1時～午後5時です。（区役所・支所では受け付けておりません。）

また、応募書類等（添付のカラー写真を含む。）は、一切返却いたしません。

5 選 考 方 法

当事業における専門家が、「事業に対するやる気、情熱」、「販促活動に対する取組姿勢」、「問題意識と改善意欲」などについて、書類で審査します。

なお、必要に応じ、本市担当者による面接を行う場合があります。

- (1) 書類選考 8月上旬を予定
- (2) 支援対象者の決定・発表 8月下旬を予定

6 支 援 内 容

支援対象者に対し、プロモーションに関して十分な知見を有する専門家を、概ね4箇月間、延べ8回程度派遣し、支援対象者の現状に即して、次のような支援を行う。

- (1) 店舗に関する調査
- (2) 販売促進計画の立案
- (3) 販売促進活動の提案 など

※派遣する専門家については、支援対象者決定後、支援開始までに登録専門家の中から人選していただきます。

7 支 援 期 間

平成22年9月以降で、概ね4箇月間となります。

8 そ の 他

- (1) 当事業における専門家は、応募された内容等について守秘義務を負います。
- (2) 支援終了後、報告書を提出していただきます。
- (3) 当事業による効果が確認できた事例について、当事業の趣旨に沿って、支援対象者の同意を得て、公開することがあります。

9 応 募 及 び 問 い 合 せ 先

京都市産業観光局商工部商業振興課 繁盛店プロジェクト担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
（京都市役所北庁舎1階 TEL 075-222-3340）

http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/soshiki/7-1-4-0-0_4.html